



News

1

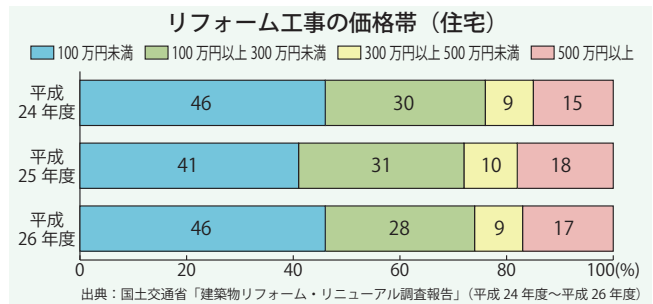
国交省 軽微な工事の事業者を対象に届出制度などを検討

国土交通省が設置した建設業政策会議は、平成29年7月4日に「建設産業政策2017+10」と題した報告書を公表した。このなかで、500万円未満の軽微な

工事を行う事業者を対象として届出制度の創設などを提言、同省では制度の検討などを進めようとしている。

現行の建設業法では、一定金額未満（建築一式工事以外は500万円未満、建築一式工事は1500万円未満等）の軽微な工事のみを請負う事業者については、建設業許可を得ることなく建設業を営むことができる。

報告書では、小規模工事でも良質な建設サービスが確実に提供される環境を創造するために、無許可業者にも適用される規程の拡充や技術者を配置すべき場合の整理、さらには一定の種類の子工事を事業として営む場合の届出制度あ



るいは登録制度の創設などが必要と指摘している。

国土交通省の「建築物リフォーム・リニューアル調査報告（平成24年度～平成26年度）」によると、500万円未満のリフォーム工事が多数を占めており（別図参照）、建設業許可を得ることなくリフォーム業を営む事業者も多い。それだけに、今後の検討の行方が気になるところだ。

News

2

「リフォーム評価ナビ」スキルアップセミナーを実施

（一財）住まいづくりナビセンターは、平成29年9月5日に「リフォーム評価ナビ」の登録事業者を対象とした「スキルアップセミナー」を、東京・晴海で開催した。同セミナーは、登録事業者のインター

ネットによる情報発信のスキルアップを図ることを目的に企画され、今年度全国7カ所で開催する最初のセミナーになる。今回のセミナーでは、昨年度作成した「リフォーム評価ナビ 使いこなしガイド」に沿って、サイト内のお客様がどのように情報を収集し、事業者選定をするかなどを解説。また、情報の追加・差し替え方法など、具体的なサイトの使い方について説明があった。

この他、「スマートフォンによる室内写真の撮り方」と「既存住宅状況調査の概要とリフォームでの活用について」の

講義も併せて行われた。

参加者からは「担当を引き継いだばかりなので、情報更新の重要性とその方法が具体的に示されて非常に助かった」、「情報更新の重要性は判っているつもりであったが、改めて気づかされた」等の意見が寄せられた。

今年度のスキルアップセミナーは、大阪（9月27日）、神奈川（10月4日）、福岡（10月24日）、岩手（11月15日）、愛知（11月29日）、広島（1月下旬）にて開催される。セミナーの内容は各会場で異なるので、詳しくは事務局まで。

【お問合せ先】

リフォーム評価ナビ事務局

担当：古屋・上原

TEL：03-5166-9053

E-Mail：info_contact@refonavi.or.jp



注目のニュース

- 国土交通省** 新しい住宅セーフティネット法が10月25日から施行 民間の空き家、空き室を活用し住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を整備
- (公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター** 平成29年度の住まいのリフォームコンクール審査結果を公表
- (一社)住宅リフォーム推進協議会** 「住宅の長寿命化リフォームシンポジウム2017」の受付を開始 東京：10月12日(木)、大阪：10月17日(火)にて開催
- BXカネシン(株)** 横架材を引寄せ建築金物を発売 ビスのみで施工可能でリフォームにも対応 従来品に比べてビスの本数を約50%削減
- YKK AP(株)** 簡単に取替可能なシャッターを提案 同社製のシャッターから約2時間でリフォーム可能

リフォーム評価ナビからのお知らせ

スキルアップセミナーで使用する、「使いこなしガイド」は既に登録事業者様へ郵送にてお送りしていますが、ダウンロードも可能です。事業者管理サイトにログインし、「ガイド・各種様式集」のページからダウンロードしてください。